

平成 29 年 2 月 17 日

事 業 主
事務処理責任者 様
健康管理委員

人材派遣健康保険組合
常務理事 伊藤 康子

平成 29 年度 保険料率の改定等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 2 月 15 日に第 56 回組合会が開催され、平成 29 年度の保険料率を下記のとおり改定することが承認されましたのでご連絡申し上げます。

なお、保険料率の変更は、平成 29 年 3 月分（4 月告知／納入分）からとなりますので、被保険者やご担当者様に充分ご周知くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 保険料率の改定 （内訳は別紙 1、保険料月額表は別紙 2 を参照）

	改定前		改定後	
(1) 一般保険料率	9.24%	⇒	9.60%	(0.36%引上げ)
(2) 介護保険料率	2.28%	⇒	2.08%	(0.20%引下げ)

2. 改定理由

(1) 一般保険料率

本年 1 月 23 日付通知「平成 29 年度の一般保険料率の仮決定について」にて、ご案内のとおり、保険料率 9.60%で正式決定いたしました。

平成 28 年 10 月施行の短時間労働者の適用拡大の影響を受け、平成 29 年度は組合の平均標準報酬が下がることが予測されます。また収入を補うために取り崩す準備金もほぼ無くなってきており、年々増加する医療費等の支出を賄うために、昨年に引き続き大幅な保険料率の引上げを与儀なくされました。

(2) 介護保険料率

国に納付する介護納付金に、収入に応じて負担が決まる「総報酬割」が平成 29 年度から一部導入されることで、納付金の増加が抑制され、平成 29 年度は引下げ改定となりました。

3. 健診費用負担額について

平成 29 年度の健康診断につきましては、健診コース、検査項目、コースごとの受診年齢、健診費用の事業主負担額など、すべて変更はございません。

※「定期健康診断実施支援契約書 第 7 条（契約の有効期間）」に基づき、平成 29 年度の契約は自動延長とさせていただきます。

以 上

◇この通知文に関するお問合せ先

保険料率に関して：適用課（03-6892-3321）

健診費用に関して：保健事業課（03-6892-3313）